

市第 139 号議案 横浜市区民文化センター条例の一部改正について

1 概要

瀬谷区民文化センターを新たに設置するため、「横浜市区民文化センター条例」の一部を改正し、その名称及び位置、施設、利用料金並びに指定管理者選定評価委員会の設置について、規定します。

2 改正内容〈別紙「横浜市区民文化センター条例（抜粋）」参照〉

- (1) 第 2 条の表に瀬谷区民文化センターの名称及び位置を追加
- (2) 別表第 1 に瀬谷区民文化センターに置く施設を追加
- (3) 別表第 2 に「瀬谷区民文化センター指定管理者選定評価委員会」を追加
- (4) 別表第 3 に瀬谷区民文化センターの各施設の利用料金の範囲を追加

3 施行期日

規則で定める日

ただし、準備行為^{※1}に関する規定は公布の日、別表第 2^{※2}に関する規定は令和 2 年 4 月 1 日

※1 準備行為：区民文化センターを供用するために必要な行為

※2 別表第 2：区民文化センターの指定管理者の候補者の選定等に関する事務

〈参考〉 瀬谷区民文化センター（仮称）の概要

- (1) 所在地 瀬谷区瀬谷四丁目（地番）
- (2) 整備手法 瀬谷駅南口第 1 地区第一種市街地再開発事業の施設建築物の床取得により整備
- (3) 施設面積 1,611.13 m²（施設建築物の 3 階、4 階の一部）
- (4) 施設内容 ギャラリー（2 室）、音楽多目的室（最大 148 席）、練習室（2 室）、会議室（3 室）など
- (5) 施設構造 鉄筋コンクリート造
- (6) 整備スケジュール
令和元年夏 施設建築物工事着工
令和 3 年度 しゅん工後準備期間を経て開館（予定）

参 考

横浜市区民文化センター条例（抜粋）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>横浜市瀬谷区民文化センター</u>	<u>横浜市瀬谷区</u>

別表第1（抜粋）

	ア (利用時に指定管理者の許可が必要)	イ (許可不要)
<u>横浜市瀬谷区民文化センター</u>	<u>ギャラリー、音楽多目的室、練習室、会議室、楽屋</u>	<u>情報コーナー</u>

別表第2（抜粋）

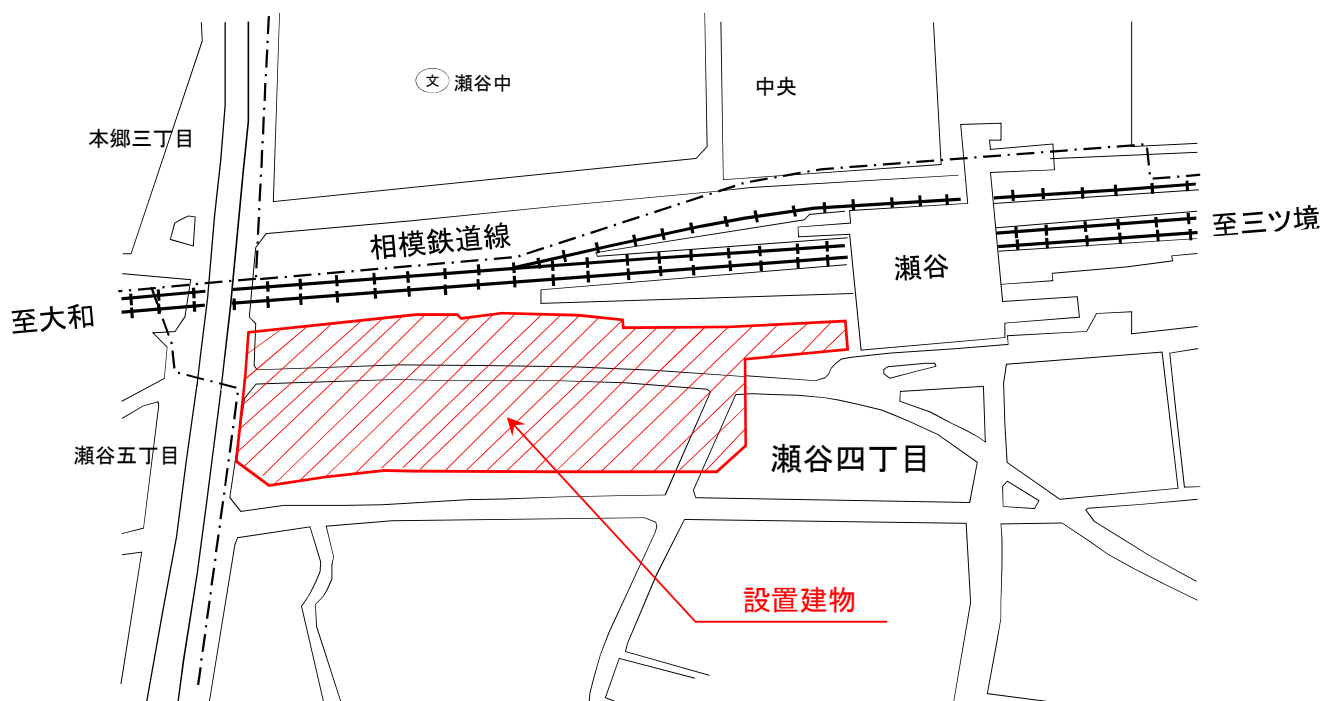
名 称	担 任 事 務
<u>横浜市瀬谷区民文化センター 指定管理者選定評価委員会</u>	<u>横浜市瀬谷区民文化センターの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該センターの管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務</u>

別表第3（抜粋）

種	別	単	利 用 料 金	
			平 日	日曜日、 土曜日及 び休日
横 浜 市	ギャラリー	入場料等を徴収 しない場合	1日につき 7,900	
		入場料等を徴収 する場合	同 11,800	
瀬 谷 区	音楽多目的室	入場料等を徴収 しない場合	15,000	18,000
		入場料等を徴収 する場合	25,500	30,000
文 化	練 習 室	同	5,400	
セ ン	会 議 室	同	3,200	
タ	楽 屋	同	3,300	
上	附 帯 設 備	1式又は1台 、1日につき	8,000	

- 1 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

【瀬谷区民文化センター 位置図】



【瀬谷区民文化センター イメージ図】

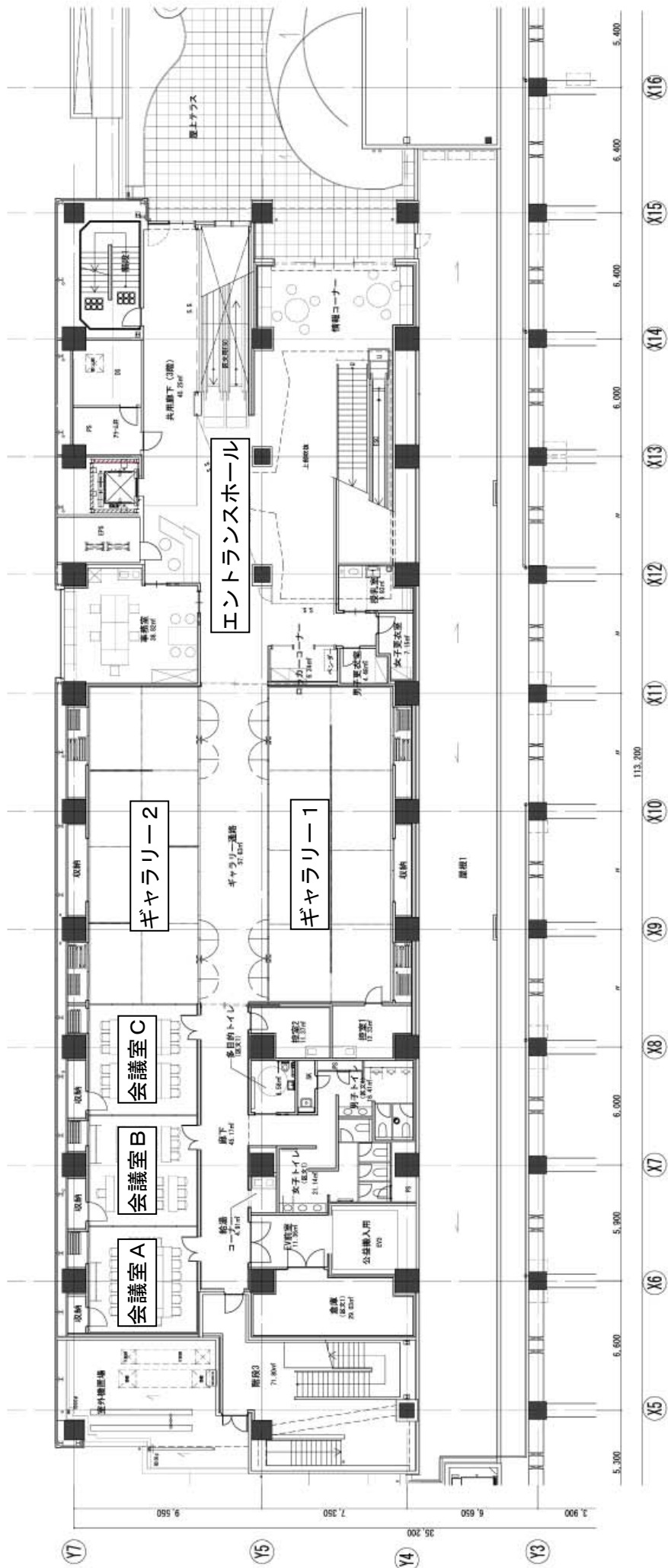


瀬谷区民文化センター ギャラリー(3階)



瀬谷区民文化センター 音楽多目的室(4階)

瀬谷区民文化センター3階平面図



瀬谷区民文化センター 4階平面図

